高血圧フォーラムに関する内規

高血圧フォーラムは、日本高血圧学会が主催し日本高血圧学会総会との内容の重複や競合を避け、それぞれが日本高血圧学会として整合性のある機能を発揮できるように、十分に留意し開催するものとする。
高血圧フォーラムの開催時期、開催地、会期、集会の形式と内容、及び会長の選任や運営に関する事項は次のとおりとする。

第 1 条（開催趣旨）
日本高血圧学会は臨床の実地医家/チーム医療従事者、基礎の研究者へ最新の知識を普及させること、Digital Hypertension分野の交流を促進すること、併せて本会が認定する高血圧専門医、循環器病予防療養指導士の臨床の知識を補完することを目的として高血圧フォーラムを年 1 回開催する。

第 2 条（開催内容、開催期間、開催地など）
1．開催時期は世界高血圧の日にちなみ、原則 5 月に開催とする。開催期間は基本 2 日間とするが、開催期間は高血圧フォーラム会長が定めるものとする。
2．内容は臨床の実地医家/チーム医療従事者、基礎の研究者への最新の知識共有、Digital Hypertension分野の最新の情報共有などで、その割合については高血圧フォーラム会長が決定する。具体的なプログラム内容は高血圧フォーラム プログラム企画委員が検討する。
3．高血圧フォーラムへの参加者は、原則として所定の参加費を納める。
4．開催形式は原則として現地開催と Web 開催を平行して開催とする。
5．現地開催地は会長が定めるものとする。
6．高血圧フォーラム会長は、理事会において予算案について予め報告し、承認を得なければならない。また、開催後は速やかに決算報告書を理事会に提出するものとする。
7. 理事長および理事は共催など支援の募集について会長に協力する。

第 3 条（高血圧フォーラム会長選任）
1．高血圧フォーラム会長は会員から公募して候補者を募る。立候補または推薦を受ける者は会員歴 8 年以上かつ評議員歴2年以上で、高血圧フォーラムを開催する年の 4 月 1 日に満 65 歳以下の会員とする。
2．立候補または推薦を受ける者は日本 高血圧学会の方針を理解し、研究不正を含む社会の一般的規範を逸脱する等の行為が認められない者とする。
3．立候補者は高血圧フォーラム会長としての抱負を、推薦を受ける者は推薦者より高血圧フォーラム会長として推薦する理由を、それぞれ理事会の開催前までに理

事会に提出するものとする。

4．立候補するものは、評議員１名の推薦が必要とする。

5．推薦を受ける者は、評議員２名の推薦を必要とする。

6．過去に高血圧フォーラム会長に就任した者は再び立候補または推薦を受ける者となることは出来ない。

7．高血圧フォーラム会長は理事会において承認された候補者が就任する。

8．候補者が複数の場合は以下の方法により選出する。

① 理事会に出席する理事による投票を有効とし、事前投票は認めない。

② 候補者が２名の場合

理事会において選挙を行い、有効投票の過半数の支持を得た者を会長とする。過半数の支持 を得たものがおらず２名の得票が同数の場合は、年長者を会長とする。

③ 候補者が３名以上の場合

選挙を行い、有効投票の過半数の支持を得た者を会長とする。有効投票の過半数の支持を得た者がいない場合は、上位2 名による決戦投票を行い、有効投票の過半数の支持を得た者を会長とする。前項の決戦投票において過半数の 支持 を得たものがおらず２名の得票が同数の場合は、年長者を会長とする。なお、第１回投票で上位３名以上の得票が同数の場合は年長者２名を、２位に複数名の得票同数の者がいた場合はそのうちの年長者１名と１位の者を決選投票候補者とする。

④ 上記の選挙において、白票は無効とする。

9．高血圧フォーラム会長は原則、開催の前々年の 12 月までに決定する。

10. 高血圧フォーラム会長は理事長と相談し各領域の責任者として「世話人」を置くことができる。

第４条（高血圧フォーラム プログラム企画委員）

１．プログラム企画委員は高血圧フォーラム会長が指名する数名の委員で構成し、プログラムを作成する。

附　則

１．この規則は2023年7月10日より施行する。

2025年12月21日一部改訂